

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第7号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条地域自治推進室の款中第30号を第31号とし、第24号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 特別定額給付金に関すること。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)